

令和2年度 監査結果報告書（11月・12月実施分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による監査を藤沢市監査基準に基づき実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

2 監査の対象

令和2年度（2020年9月末日現在）の財務に係る事務の執行

3 監査の対象部局及び課等

企画政策部

企画政策課，秘書課，広報課，人権男女共同平和課

財務部

税制課，納税課，市民税課，資産税課，財政課，契約課，管財課，検査指導課

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

監査事務局

4 監査の着眼点（個別の調査事項は、対象部局の監査の結果を参照。）

（1）事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。

（2）収入に係る事務は適正に行われているか。

（3）支出に係る事務は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

監査の着眼点に基づき、監査対象課等に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行ったほか、関係職員にヒアリングを行った。

6 監査の実施日

2020年（令和2年）12月23日（水）

7 監査を実施した委員

監査委員	中	川	隆
同	永	井	俊二
同	井	上	裕介
同	武	藤	正人

第2 監査の結果

1 企画政策課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

2 秘書課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

3 広報課

（1）委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、CATV放映藤沢市広報番組制作業務ほか10件で、契約金額137,979,452円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額55,146,356円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

ただし、所定の書類が提出されていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

4 人権男女共同平和課

(1) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、藤沢市都市親善事業業務ほか 3 件で、契約金額 16,533,000 円、支出済額 12,958,000 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同完了届、同完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

5 税制課

(1) 法人市民税等の減免措置は適正か

法人市民税の減免状況は、145 件で、対象税額及び減免額ともに 7,153,900 円となっている。軽自動車税（種別割）の減免状況は、857 件で、対象税額及び減免額ともに 7,371,800 円となっている。事業所税の減免状況は、12 件で、対象税額 16,446,843 円、減免額 14,501,208 円となっている。

これらの減免措置が「藤沢市市税条例」、「同施行規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、軽自動車税（種別割）減免にあつては 738 件、法人市民税減免及び事業所税減免にあつては全件について減免申請書、各決裁書等を調査した結果、適正なものと認められた。

(2) 現金の取扱いは適切か

ア 証明閲覧手数料等について

証明閲覧手数料等の取扱状況は、窓口申請によるものが 13,283 件で、手数料 7,136,850 円、郵送申請によるものが 2,167 件で、手数料 1,116,400 円となっている。

これらが「藤沢市手数料条例」等に基づき適切に処理されているかどうかについて、6 月 1 日から同月 15 日分までを抽出し、所得（課税・非課税）・納税証明等交付申請書、固定資産（土地・家屋）証明等交付申請書、自動車臨時運行許可申請書、金券整理票、収納金通知書等を調査した結果、適切に処理されているものと認

められた。

イ 収納窓口の取扱現金について

1 1月25日に税制課窓口での取扱現金を実査した結果、現金残高は所得（課税・非課税）・納税証明等交付申請書、固定資産（土地・家屋）証明等交付申請書、金券整理票等の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

6 納税課

（1）市税の滞納整理の執行は適正か

ア 差押え等の滞納処分の執行は適正か

滞納処分の状況は、差押えが債権、不動産等 341 人で 155,862,189 円、交付要求が 148 人で 26,658,973 円となっている。また、財産の換価処分等の状況は、124 人で 9,448,107 円となっている。

これらの滞納処分が「地方税法」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、本年度に換価処分をした 23 件を抽出して差押調書、交付要求決議書兼交付要求通知決議書、配当計算書、充当決議書等を調査した結果、適正に執行されているものと認められた。

イ 滞納処分の執行停止は適正か

執行停止の状況は、現年度課税分 18 人で 542,500 円、滞納繰越分 1,042 人で 261,168,526 円となっている。

これらの執行停止が「地方税法」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、本年度に執行停止をした 201 件のうち 30 件を抽出して滞納処分の停止決議書等を調査した結果、適正に執行されているものと認められた。

（2）現金の取扱いは適切か

ア 窓口収納について

窓口収納が「地方税法」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、9 月分の収納金通知書、窓口収納日報、原符等を抽出して調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

また、1 1月16日及び同月25日に納税課において会計管理者保管金及び市税収納金を実査した結果、会計管理者保管金を除いた現金残高は納付済通知書の合計金額と一致し、いずれも適切に管理されているものと認められた。

イ 金券整理票について

郵送（書留）による市税納付については、金券整理票により納入処理がされている。7月分から9月分までの納付状況は、現金によるものが11件で429,397円となっている。

これらの金券が適正に処理されているかどうかについて、金券整理票、原符等と照合し調査した結果、適正に処理されているものと認められた。

ウ 現金領収帳について

現金領収帳の管理状況について調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

（3）委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、藤沢市市税等コンビニエンスストア収納代行業務ほか9件で、契約金額77,861,931円（単価契約における概算契約金額を含み、長期継続契約については令和2年度分の契約金額とし、他課と一括契約によるものはその総額である。）、支出済額24,191,621円（他課と一括契約によるものはこの課の所管分である。）となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

ただし、契約内容の変更に伴う事務に不適切なものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

7 市民税課

（1）減免措置は適正か

個人市県民税の減免状況は、93件で、対象税額7,529,800円、減免額6,660,200円となっている。

これらの減免措置が「藤沢市市税条例」、「同施行規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、市県民税減免申請書、決裁書等を調査した結果、適正なものと認められた。

（2）委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、令和2年度市民税・県民税特別徴収納入書つづり作成及び

税額通知書発送等業務ほか5件で、契約金額 24,379,938 円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額 22,641,636 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

8 資産税課

（1）減免措置は適正か

固定資産税及び都市計画税の減免状況は、309 件で、固定資産税減免額 48,210,042 円、都市計画税減免額 7,640,216 円、合計 55,850,258 円となっている。

これらの減免措置が「藤沢市市税条例」、「同施行規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、156 件を抽出して固定資産税（都市計画税）減免申請書、同決裁書等を調査した結果、適正なものと認められた。

（2）委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、令和2年度税務地図情報システムデータ更新業務ほか4件で、契約金額 103,189,405 円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額 9,008,709 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同完了届、同完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

9 財政課

（1）委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、藤沢市ふるさと納税関係業務ほか4件で、契約金額 58,674,198 円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額 9,695,223 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

10 契約課

(1) 契約の執行は適正か

契約事務（工事請負契約を除く。）の状況は、物件供給契約が、323件、2,484,981,869円、委託契約（入札又は契約締結をしたもの。）が、336件、5,191,493,430円、賃貸借契約（入札をしたもの。）が、55件、3,861,925,447円となっている。これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、物件供給契約33件、委託契約36件及び賃貸借契約6件を抽出し、物件供給等指名伺票、工事等施行兼契約施行決裁書、入札結果報告書、物件供給契約書、業務委託契約書、賃貸借契約書等を調査した結果、適正に執行されているものと認められた。

なお、契約手続を担当する課等が規則、要領等を把握し、適正に契約事務を執行することができるよう、契約事務主管課として、今後もより周知徹底に努められたい。

11 管財課

(1) 普通財産の管理は適切か

管理する普通財産は土地と建物であり、土地が127件で148,082.82㎡、建物は2件で85.89㎡となっている。これら普通財産が「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に管理されているかどうかについて調査した結果は次のとおりである。

ア 公有財産台帳等の整備状況等について

施設の公有財産台帳等が、「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

イ 現地調査について

12月1日及び同月2日に15箇所を抽出して現地を調査した結果、適切なものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、庁舎総合管理業務ほか7件で、契約金額394,030,813円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額149,854,329円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

12 検査指導課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

13 選挙管理委員会事務局

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

14 農業委員会事務局

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

15 監査事務局

識見監査委員によるヒアリングを実施した。